

農林水産省行政効率化推進計画

平成 16 年 6 月 15 日

農林水産省

平成 17 年 6 月 30 日改定

平成 18 年 8 月 29 日改定

平成 19 年 7 月 2 日改定

1. 公用車の効率化

(これまでの取組)

- 幹部用車について、一般職員も共用で活用することで効率的に運用。
- ハイブリッド車、低公害車への交換やアイドリングストップ等のエコドライブの推進の励行等により燃料費を節減。
- 公用自転車の導入により公用車の利用を抑制。
- 平成 18 年度までに公用車を 21 台削減済み。
- 高速道路料金を節減するために、平成 16 年度までに公用車全てに ETC 車載器を搭載した。

(今後の取組計画)

- これまでの取組を引き続き推進するとともに、以下の取組を実施。
- 運転手の退職時期や稼働率の向上、職員自身の運転による移動、公共交通機関を活用することにより、平成 25 年度までに 30 台削減。
 - 公用車の削減に当たっては、退職後不補充、運転業務の民間委託の停止等を行う。また、職員運転手は研修や OJT を実施し待機時間に他の業務（車両管理その他の現業的業務、事務の補助的業務等）に従事するなど、人材の有効活用を図る。
 - 部局や施設をまたがる集中的な運行管理を行い、車両の稼働率を向上し、業務効率の向上、タクシー等の経費の削減を図る。
 - 運行状況を把握の上、定期的に代替手段との経費比較を行い、費用効率の低い車両は売却して、レンタカーの利用、タクシー等の公共交通機関の利用に切り替える。
 - 業務の実態を踏まえ、可能な限り、軽自動車や低排気量車への切り

替えを行う。

- 地方公共団体の実施するノーカーデーに積極的に参加・協力する。
- 交通安全教育を実施する。
- 所管の独立行政法人等に対しても、同様の効率化を進めるよう要請。
(平成16年度より逐次実施)

2. 公共調達の効率化

(これまでの取組)

- 電子入札・開札の推進
 - 電子入札・開札の運用を開始。(本省調達分)
- 競争性に着目した調達の推進
 - 競争性に着目した仕様、規格等により経済性を重視した調達を実施。
 - ① 電話会社選択サービスの導入により電話料金を節減。
 - ② 事務用品(机等)の四半期毎の一括購入により調達事務を合理化。
 - ③ 電力料金の低減を図るため、電力小売りの自由化を踏まえて随意契約から一般競争契約に変更。
 - ④ WＴO協定による公告基準の対象外となる一定金額以下の調達についても、総務省ホームページの調達情報欄に入札公告を掲載。
 - ⑤ 政府米の保管について、一般競争入札を試行的に実施するとともに、各倉庫業者の保管料単価の選択肢を拡大し、低い単価を選択した業者から優先して入庫すること等により、経費を削減。
 - ⑥ 政府麦の保管について、保管料単価の引下げにより、経費を削減。
 - ESCO事業導入に当たっての事前診断を平成17年度に実施したが、
 - ①省エネ機器が導入済み(Hf照明機器、空調機インバータ等)、②運用の省エネ化を実施済み(運転時間短縮等)、③今後考えられるのは投資対効果の低い対策との理由でESCO事業が適さないと判断された。
 - 随意契約の適正な運用等
 - ① 平成17年4月に、監査部局に対し、平成17年度の会計監査において随意契約の重点監査を実施するよう文書を発出し、平成17年6月以降監査部局において監査を実施。

- ② 平成18年度監査実施基本方針を作成（平成18年3月）し、これに基づき、各監査部局において随意契約の適切性及び随意契約に係る情報の公表の適切な実施について監査を実施

（今後の取組計画）

これまでの取組を引き続き推進するとともに、以下の取組を実施。

○ 一般競争入札の拡大と総合評価方式の拡充等

- ① 公共工事について、不良・不適格業者の排除及び適正な施工の確保のための措置を強化するとともに、一般競争入札による調達を逐次拡大しており、平成19年度においては、予定価格が原則2億円以上としていたものに加え、水門工事については9千万円以上に拡大を図り、これを除いた2億円未満の工事についても、できる限り一般競争方式の導入に努めることとする。導入に当たっては、事業特性に応じた独自の改革により、平成21年度までに一般競争入札の対象を概ね8割（金額ベース）まで順次拡大することとする。また、林野庁直轄事業については、平成19年度から一般競争入札とする。なお、昨年に引き続き一般競争入札による調達の割合を含め、一般競争入札の実施状況を毎年度公表。
- ② 技術的な工夫の余地がある工事（小規模な工事を除く。）について、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を拡充することとし、評価基準の見直し等円滑な実施に必要な措置を講じつつ、平成19年度は実施割合65%（金額ベース）に拡大を図る。
- ③ その他の公共調達について、適切な入札参加資格を設定するとともに適正な履行の確保に配慮しつつ、原則、一般競争入札によることとする。一般競争入札による調達の割合を含め、一般競争入札の実施状況を毎年度公表。
- ④ 原則全ての入札について、ホームページによる情報の公表に努めるものとする。
- ⑤ 調査・研究業務等の発注を一般競争入札に移行するものについては、原則として総合評価方式により落札者を決定することとする。
- ⑥ 公共工事の競争入札参加資格として、特定建設工事共同企業体

（特定JV）の結成の義務付けは原則として廃止することを一層徹底。義務付けた場合は、毎年度その理由を公表。

- ⑦ 官庁営繕に関して、価格だけでなく環境に配慮した施工技術や工事自体の品質を含めた総合評価落札方式や、工事成績を反映した優れた企業による競争の推進を図るための工事成績評定等の標準化・統一化等について検討を行うこととする。
- ⑧ 事務の省力化、契約の公正性の確保及びコストの削減を図る観点から、次により物品、役務等の一括調達の推進等を図る。
- ア 消耗品の調達に当たっては、単価契約による調達などにより、契約件数の縮減を推進するとともに、少額随意契約による調達を見直し、一般競争契約の導入・拡大を推進する。
- イ 備品の調達に当たっては、計画的な一括調達を徹底することにより、少額随意契約による調達を見直し、一般競争契約の導入・拡大を推進する。
- ウ 庁舎の維持・管理に係る役務契約において、複数の随意契約を一括して契約することができるものについては、一括することにより、一般競争契約の導入・拡大を推進する。
- エ 合同庁舎における各種の役務、物品等の調達契約に関し、次の取組を行う。
- ・ 合同庁舎の共用部分と専用部分の維持・管理に共通する役務又は物品について、共用部分については合同庁舎の管理官署が、専用部分については入居官署がそれぞれ調達している場合には、合同庁舎の管理官署及び入居官署は、共用部分と専用部分の当該役務又は物品の一括調達を推進する。
 - ・ 合同庁舎における各種の役務、物品等の調達契約については、各入居官署がそれぞれ契約や支払に係る事務を行なわないですむよう事務の省力化方策について検討する。
 - ・ 合同庁舎別の一括調達について、合同庁舎の管理官署を中心として、関係省庁とともに検討することとする。
- ⑨ 事務の省力化及びコストの削減を図る観点から、次により、調達事務の集約化を推進する。
- ア 複数の調達機関が同一敷地内等に所在している場合は、複数の調達機関を会計主管課等に集約することを検討するとともに、

集約化が難しい場合には複数の調達機関が連名で契約するなどの共同調達を推進する。

イ 地方支分部局等における調達事務の上部機関への集約化を推進する。

ウ 合同庁舎別の一括調達について、合同庁舎の管理官署を中心として、関係省庁とともに検討することとする。（再掲）

○ 適切な競争参加資格の設定等

① 公共工事については、民間部門からの受注実績も一般競争等において競争参加資格における過去の実績として適切に評価。

② 官庁営繕に関して、価格だけでなく環境に配慮した施工技術や工事自体の品質を含めた総合評価落札方式や、工事成績を反映した優れた企業による競争の推進を図るための工事成績評定等の標準化・統一化等について検討を行うこととする。（再掲）

③ 公共工事以外の公共調達についても、予算決算及び会計令第73条の入札参加資格は競争を適正かつ合理的に行うため必要なものに限られること、また、調達物の仕様の設定や仕様書の作成においても競争を事実上制限するような内容にならないよう十分留意して適切な競争参加資格等を設定する。

○ 隨意契約の適正な運用等（平成16年度より逐次実施）

① 隨意契約による場合には、法令の定める要件に合致するかどうかの確認を引き続き厳格に実施。

② 隨意契約のうち、いわゆる少額隨契の金額を超えるものについては、HPにおいて、契約の相手方、契約金額、隨契理由等をまとめて公表。

また、少額隨契による場合においても、見積合わせを行うなど競争的手法の導入に努める。

③ 隨意契約の方法による委託契約について、不適切な再委託により効率性が損なわれ、経済的合理性に欠ける事態となることを防ぐなど、その適正な履行の確保に努める。

④ 農林水産省会計監査規程に基づき平成19年度監査実施基本方針を定め、随意契約の適切性、委託契約の適正な実施及び少額随意契約の適正な手続きについて、各監査部局統一的な観点から監査を実施。

⑤ 平成19年1月に作成した「随意契約見直し計画（改定）」により、随意契約の適正化を図るとともに、その実施状況について、フォローアップを行い、結果を公表する。

○ 落札率1事案への対応等

① 公共調達（国の行為を秘密にする必要があるもの、予定価格を含め当該契約に関する情報を開示することが適当でないと認めたもの、予定価格が予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号のそれぞれの金額を超えないもの並びに主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第31条の方式による米穀等及び麦等の買入れに係るものを除く。）について、落札率を一覧表にして毎年度公表。なお、公表において、一般競争入札及び指名競争入札の別を明らかにする。

② 取引実例に係る市場調査をインターネットなどを活用して幅広く行い、市場価格を適切に把握して予定価格をより適正に設定。

③ 参考見積を徴取する場合には、原則として複数の業者から徴取するとともに、参考見積をもとに予定価格を作成する場合には、見積の比較、取引実例との比較等を行い、予定価格をより適正に設定。

④ 調達物の仕様の設定や仕様書の作成においても競争を事実上制限するような内容にならないよう十分留意して適切な競争参加資格等を設定する。（再掲）

⑤ 再度入札を繰り返すことは可能な限り避け、落札者がいない場合には履行期の適切な確保等を考慮した上でなるべく再度公告入札を実施。

○ 国庫債務負担行為の活用

① コピー機、パソコン等の物品について、複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約によることとする。

② 総合食料局（旧食糧庁）における情報管理システム及び国有林野事業関係業務の業務・システムについて、それぞれ、平成17年4月に決定した最適化計画に基づく最適化の実施に当たり、モデル事業として、国庫債務負担行為による複数年契約により実施。今後とも、複数年度にわたる情報システムの開発等について、原則として国庫債務負担行為による複数年契約により実施。

- その他（平成16年度より逐次実施）
 - ① 物品等の調達に当たって銘柄指定はできる限り行わないなどの徹底した仕様の見直し・合理化によりコストを削減。（過剰仕様等の排除）
 - ② 電話料金の割引制度を引き続き活用。
 - ③ 電力供給契約の入札を引き続き実施。
 - ④ 電子入札システムを引き続き活用。
 - ⑤ 競争性に着目した調達を推進するため、これまでの取組を引き続き実施しつつ、さらなる経済性に資する調達方法を検討。
 - ⑥ 競争入札の方法による委託契約について、不適切な再委託により効率性が損なわれ、経済的合理性に欠ける事態となることを防ぐなど、その適正な履行の確保に努める。
 - ⑦ 農林水産省会計監査規程に基づき、平成19年度監査実施基本方針を定め、年度末の予算執行状況について、効率的な執行の観点から監査を実施。
 - ⑧ 適正に物品管理を行う観点から、必要に応じ物品の現況把握を行い、物品管理簿等の帳簿への物品の異動の記録を適切に行うとともに、各庁舎単位での不用物品に係る情報の共有化を早急に図り、不用となった物品が生じた場合には、速やかに、管理換や分類換による有効活用の検討を行い、有効活用の途がないものについては、売払いや廃棄などの処分の方針を決定する。

3. 公共事業のコスト縮減

（これまでの取組）

- 公共工事コスト縮減対策に関する行動指針（平成9～11年度）
 - ① 農業農村整備事業のコスト縮減計画
 - ② 森林整備事業等のコスト縮減計画
 - ③ 水産関係公共事業のコスト縮減計画
 - ◇取組内容：平成8年度比で10%の工事コストの縮減
 - ◇実施状況：平成11年度に縮減目標を達成
- 公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針（平成12～20年度）
 - ① 農業農村整備事業等の新コスト縮減計画

- ② 森林整備事業等の新コスト縮減計画
- ③ 水産関係公共事業の新コスト縮減計画

◇ 取組内容：

- ・工事コストの低減
- ・工事の時間的コストの低減
- ・施設の品質の向上によるライフサイクルコストの低減
- ・工事における社会的コストの低減
- ・工事の効率性向上による長期的コストの低減

◇ 実施状況：平成14年度の工事コストの低減実績（H8年度比）
→ 12.9%（物価の下落等を含めると20.6%）

○ 公共事業コスト構造改革プログラム（平成15～19年度）

- ① 農業農村整備事業等コスト構造改革プログラム
- ② 林野公共事業コスト構造改革プログラム
- ③ 水産関係公共事業コスト構造改革プログラム

◇ 取組内容：事業の全てのプロセスをコストの観点から見直し、
計画・設計から調達や管理の各段階において最適化
を図ることにより、①工事コスト、②事業便益の早
期発現、③将来の維持管理費を要素とする総合コス
ト縮減率を設定し、その15%縮減（平成14年度比）
を目指す。

◇ 実施状況：平成17年度の工事コストの縮減実績（平成14年度比）
→ 10.4%（物価の下落等を含めると10.9%）

<http://www.maff.go.jp/nouson/sekkei/kostosyukugen/mokujii.htm>

（今後の取組計画）

これまでの取組を引き続き推進するとともに、以下の取組を実施。

○ 計画・設計等の見直し

コスト縮減、地域や目的に応じた合理的な設計・施工等の観点か
ら、設計基準「農道」をはじめとした設計基準類を順次見直し、彈
力的な計画・設計を促進。（平成16年度は「農道」を改定。平成
17年度は「ポンプ場」を改定。平成18年度は①設計基準「頭首
工」について改定に着手。②「治山技術基準」の改訂に着手。平成
19年度は設計基準「パイプライン」について改定に着手。）

○ 新技術の開発・活用

- ① 今後の農業農村整備事業の効率的な実施に資する技術開発の方向等を定めた「農業農村整備事業に関する新たな技術開発五カ年計画」を策定し、それを踏まえた新技術開発を官民の密接な連携により推進。（平成16年度より）
- ② 民間等が開発した新技術の導入事例を普及マニュアルや設計・施工指針（案）及び事例集として整備し、施設の計画・設計に積極的に活用。（平成16年度より）

○ 入札・契約の見直し

- ① 工事入札契約について、入札時VE、総合評価方式の実施に関する目標値を定めるとともに、総合評価方式については平成18年度より大幅に拡大。（平成16年度より目標値を設定。平成18年度目標は金額ベースで50%。平成19年度目標は、金額ベースで65%。）
- ② 工事入札契約について、引き続き、大規模かつ難易度の高い工事に入札後契約前VEを試行実施。（平成16年度より）
- ③ 「要求性能」を提示し、それを満足する民間の技術提案を求めた上で、入札を行う「性能規定発注方式」の試行を用水路工事で実施。（平成17年度より）
- ④ 詳細設計と施工とを一括した契約により発注する入札方式等多様な発注方式の試行を拡大（平成19年度より）
- ⑤ 優れた企業による競争を推進するため、工事成績評定のデータベースを整備し、企業の評価に過去の工事成績を適切に反映。（平成16年度より）
- ⑥ 工事、業務の入札に電子入札を導入。（平成16年度より）

○ 積算の見直し

- ① 「積み上げ方式」から「施工単価方式（ユニットプライス型積算方式）」への積算体系の転換に向けた検討・試行。（平成16年度より直轄工事の管水路工事においてデータ収集を開始。平成17年度は試行に向けたユニット単価等を作成し、平成18年度は管水路工事において試行を実施。平成19年度は管水路工事の試行工事を拡大するとともに、新たに直轄工事の開水路工事においてデータ収集及びユニット単価等を作成。）

- ② インターネット等を利用した主要資材価格等の見積徴収方式を試行し、予定価格をより適正に設定。（平成16年度より一部の直轄工事において試行）
- 農家・地域住民等参加型手法による直営施工方式の推進
地域の意向に応じたオーダーメイド原則の導入や、農家・地域住民等参加型手法による直営施工方式を推進マニュアル等を活用して、積極的に推進。（平成16年度より直営施工方式を拡大）
- 資源循環の促進
「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」の一環として、環境への負荷を軽減し工事における社会的コストを低減する観点から地域材の利用（遊歩道、水路、用地等の境界に設ける安全柵・手すりを木製化）を引き続き促進。（平成16年度より）
平成19年2月から取組を進めている「美しい森林づくり推進国民運動」の一環として、公共土木工事における間伐材等木材利用拡大を一層推進。（平成18年度より）

4. 電子政府関係の効率化

（これまでの取組）

- 業務・システムの最適化
- ① 各府省に共通する業務・システム
- ・電子申請等受付業務については、最適化計画に基づき、府省共通の窓口システム（e-Gov）と連携できるように、当省の電子申請システムを平成18年度末までに改修。
- ② 個別府省の業務・システム
- ・旧式（レガシー）システムに該当する総合食料局（旧食糧庁）における情報管理システムについて、最適化計画を平成17年4月に決定。
 - ・旧式（レガシー）システムに該当する国有林野事業関係業務の業務・システムについて、最適化計画を平成17年4月に決定。
平成18年度末までにシステム開発を完了し、平成19年度から新システムによる運用を開始。
 - ・農林水産省共同利用電子計算機システムについて、最適化計画を

平成18年3月に決定。平成18年12月末までにシステム開発を完了し、平成19年1月から新システムによる運用を開始。

・生鮮食料品流通情報データ通信システム、動物検疫業務及び植物検疫業務並びに農林水産省情報ネットワークについて、最適化計画を平成18年3月に決定。

③ 各業務・システムの各最適化計画に最適化効果指標・サービス指標一覧を平成18年6月に追加。

○ その他

① オンライン化の推進

農林水産省電子申請システムにおいて、農林水産省単管及び共管のうち農林水産省を窓口とする申請・届出等手続全てについて、24時間365日受付を開始。

② オンライン化に対応した減量・効率化

オンライン化による効率化の実をあげるため、「手続の簡素化・合理化計画」に基づき、平成17年度末までに421手続について、手続の廃止、添付書類の削減・廃止等の簡素化・合理化を実施。

③ 利用者の視点に立ったシステムの整備、サービスの改善

・e-Govに農林水産省の手続案内情報、組織・制度の概要、パブリックコメント（意見募集及び結果公表）情報を登録し、情報提供。
・農林水産省ホームページにおいて告示・通知の情報を提供。

④ CIO補佐官の設置

農林水産省の情報化統括責任者（CIO）等に対する支援・助言を行うCIO補佐官に外部専門家を登用。

⑤ 国家公務員の給与の全額振込化を実施（達成率100%）。

⑥ 平成17年度に文書管理等業務（接受・作成、流通、保存等）及びそれに関連するシステムの現状分析等を実施。

⑦ 業務・システム最適化推進体制の強化

各業務・システムの最適化を推進する個別管理組織、それを統括する農林水産省全体管理組織（プログラム・マネジメント・オフィス（PMO））を整備。

（今後の取組計画）

これまでの取組を引き続き推進するとともに、以下の取組を実施。

○ 業務・システムの最適化

① 個別府省の業務・システム

総合食料局（旧食糧庁）における情報管理システムについては、平成19年度末までにシステム開発を完了し、新システムによる運用を開始。

- ・生鮮食料品流通情報データ通信システム並びに動物検疫業務及び植物検疫業務については、業務・システム最適化計画に基づき、早期かつ着実な最適化の実施を推進。
- ・農林水産省情報ネットワークについては、22年度までの省内統合に向け推進。

○ その他

① オンライン化に対応した減量・効率化

年間申請件数が10万件以上の3手続（①指定検疫物の輸入届出、②輸入植物等の検査の申請、③採捕数量等の報告）については、既にオンライン利用率はいずれも8割以上となっているが、平成19年3月に改定された「オンライン利用促進のための行動計画」に基づき、今後とも広報・普及活動等を通じ一層のオンライン利用率の向上を目指す。

② その他の効率化

法規集等定期購読物については、費用対効果等も勘案し、行政のペーパーレス化に資するものとする。

5. アウトソーシング

（これまでの取組）

- 執務庁舎の警備・清掃・設備等保守管理業務
- 職員宿舎の設備等保守管理業務
- 厚生施設の保守管理業務
- 庁内LAN等の情報システムの保守管理業務
- ホームページの作成・管理業務
- 広報番組等作成業務
- 電話交換業務
- 定期刊行物等の発送業務

- 各種データ入力業務
- 語学研修業務
- 審議会等議事録作成業務
- ローカル紙のクリッピング業務
- シンポジウム・会議等のアレンジ業務
- 通訳・翻訳業務
- 統計調査業務
- 会計検査院への提出書類（証拠書類等）の製本業務
- 図書閲覧対応業務
- 本省診療所受付医事業務
- 新聞記事のクリッピング業務
- 競馬の実施に関する事務の一部を私人に委託することができるよう
競馬法の一部を改正
- PFIの先進的な取組を行っている府省の実績について省内で学習
会等を実施。
- 政府倉庫における保管管理業務の外部委託を実施。

（今後の取組計画）

これまでの取組を引き続き推進するとともに、以下の取組を実施。

- 農林水産統計調査については、農政改革の進捗や行政改革の流れに
対応して、調査の廃止を含む調査体系の大幅な整理・統合、調査内容
の抜本的な見直しを行った結果、平成22年度末までに国の職員による
実地調査を原則廃止し、調査員調査、郵送調査等のアウトソーシング
を実施する。さらに、アウトソーシングの一つの手段として、牛乳
乳製品統計調査、生鮮食料品価格・販売動向調査等について平成20
年度から市場化テストの対象業務とする方向で検討を行う。
- 地方支分部局等地方施設における清掃、警備等の総務業務について
は、既にアウトソーシングしている地方施設が多いが、当該業務をア
ウトソーシングしていない施設においては、アウトソーシングの可能
性について検討し、より一層の推進を図る。

6. IP電話の導入等通信費の削減

(これまでの取組)

- 農林水産政策研究所及び地方支分部局に試行導入し、費用対効果や技術面での検討を行った。

平成19年度における削減効果見込（通話料金） ▲1,440千円

(今後の取組計画)

- 農林水産本省における平成19年度の電話交換機更新時に、国際電話についてIP電話を導入する。

7. 統計調査の合理化

(これまでの取組)

- 時代の変化を反映した統計調査内容の抜本的見直し
新たな「食料・農業・農村基本計画」をはじめとする農政改革の推進、平成15年12月に取りまとめられた「国の行政組織等の減量・効率化の推進について」等に対応して、調査の廃止を含む調査体系の大幅な整理・統合、調査内容の抜本的な見直しを決定。見直しの具体化のための工程表（以下「工程表」という。）を作成。

○ ITの活用

- ① OCR（光学的に調査票をコンピュータに読み取る装置）を導入。
- ② FDによるデータの収集、オンライン調査を推進。
- ③ 都道府県、市町村ごとの農林水産業に関する様々なデータを地図・グラフを交えわかりやすく編集した「わがマチ・わがムラ」など、インターネットホームページによる統計の提供を充実。
- ④ 平成17年度に開催した有識者の懇談会の報告を踏まえ、公表物の改善、広報・提供の手法、農林水産統計の加工・分析の手法等について改善を実施。
- ⑤ 農林水産省共同利用電子計算機システムは、業務・システムの最適化計画に基づき、平成18年12月末までにシステム開発を完了し、平成19年1月から新システムによる運用を開始。

○ アウトソーシング

- ① 調査員調査・郵送調査を実施。

- ② 集計プログラムの作成、データ入力等調査実施以外の業務について、競争入札により民間委託。

(今後の取組計画)

これまでの取組を引き続き推進するとともに、以下の取組を実施。

- 時代の変化を反映した統計調査内容の抜本的見直し
- ① 農政改革の進捗や行政改革の流れに対応して、調査の廃止を含む調査体系の大幅な整理・統合、調査内容の抜本的な見直しを行うこととし、平成22年度末までに国の職員による実地調査を原則廃止し、調査員調査、郵送調査等のアウトソーシングを実施する。
平成19年度においては、次の見直しを行う。
- ・ 農業経営統計調査の標本数の削減、郵送調査の拡大
 - ・ 耕地面積調査及び水稻作付面積調査への調査員調査の導入
 - ・ 小豆等の予想収穫量調査の廃止 等
- ② 円滑な調査員調査の実施に資するため、調査員調査化した統計調査の誤差を検証し、調査精度の維持を図るためのフォローアップ調査事業を実施する。
- ③ 農林水産統計は、アウトソーシングの一つの手段として、牛乳乳製品統計調査、生鮮食料品価格・販売動向調査等について平成20年度から市場化テストの対象業務とする方向で検討を行う。
- ④ 上記の統計調査の抜本的な見直しに対応し、地方統計組織においても、主に次のような大幅な見直しを行い、統計調査関連業務の重点化・簡素化を図る。
- ・ これまで地方統計組織においても実施していた統計調査の公表を必要最小限に限定する。
 - ・ 市町村別データの作成について、国の施策を推進する上で不可欠なものに限定する。（例：作物統計調査の見直しに伴い、作付面積、収穫量の市町村別データの作成を廃止（ただし、水稻、麦、指定野菜等の品目を除く。））
 - ・ 各地方統計組織において作成していた加工・分析書の作成を廃止する。
- ⑤ 統計調査の抜本的な見直しとこれに伴う業務の徹底的な合理化・効率化により、平成17年度末定員の4,132人を向こう5年間

で1,904人純減する。

○ I Tの活用

- ① 平成18年3月に策定した農林水産省共同利用電子計算機システム及び生鮮食料品流通情報データ通信システムに係る業務・システムの最適化計画に基づき、早期かつ着実な最適化の実施を推進。
- ② 「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成18年3月31日各府省情報化統括責任者（C I O）連絡会議決定）を踏まえ、オンライン調査を導入。（平成20年1月に、木材流通統計調査、畜產物流通統計調査及び水產物流通調査及び木材統計調査について実施予定。）

○ アウトソーシング

平成22年度末までに、原則としてすべての統計調査について、調査員調査化等の統計調査のアウトソーシングを実施。（平成17年度より順次実施）

8. 国民との定期的な連絡等に関する効率化

（今後の取組計画）

- 冊子小包郵便や大口発送による特別料金等、郵送料金の割引制度等の活用を推進する。（引き続き実施）

9. 出張旅費の効率化

（これまでの取組）

- 平成16年度より、旅行命令の必要性・出張期間等を精査しつつ、出張の妥当性について事後監査を実施。
- 航空機を積極的に利用し出張期間を短縮することにより経費を節減。
- 単身赴任者等が出張先で自宅等に宿泊した場合に宿泊料を調整して支給することにより経費を削減した。
- 旅費支払業務の見直しにより、旅費請求から支払いまでの期間を短縮した。
- 外国旅行における旅行命令権者を大臣から各局庁の長等に委任する

規則改正を行い、事務の簡素化・効率化を図った。

(今後の取組計画)

- 農林水産省会計監査規程に基づき平成19年度監査実施基本方針を定め、出張の効率的な実施及び航空機を利用した出張に係る旅費の支給状況について、各監査部局統一的な観点から監査を実施。（平成18年度より）
- 出張を行う際には、割引制度等の情報の収集に努め、その最大限の利用を図る。特に、昨今の国際航空線における割引制度の発展に鑑み、外国出張の際は、割引制度の適用が無い、日程が直前まで定まらない等の事情がある場合を除き、原則、割引制度を利用（平成16年度より）。また、経済的なパック商品の利用を積極的に推進する。
- 最も経済的な通常の経路については、経路選択ソフトなどを活用することにより情報の収集に努める。
- 旅行経路の妥当性に関する確認及び検証を引き続き徹底する。
- 在勤地内旅行に伴う交通費の実費支払いにバスネット等を活用し、支払件数の削減及び手続の簡素化を実施。（平成17年度より）
- 出張に代わる手段を活用することにより、出張旅費の削減に繋げるよう努める。
- 職員に対する旅費の支給方法について、事務の省力化及び事故防止の観点から、現金払いから口座振込への転換を一層推進するとともに旅費の受領代理人の口座振込の妥当性に関する確認及び検証を引き続き徹底する。

10. 交際費等の効率化

(今後の取組計画)

- 交際費は、儀礼的・社交的な意味あいで部外者に対し支出する贈与的性格を有する経費として、大臣等が海外出張した際に相手国要人に贈呈する土産や諸外国高官へのグリーティングカードの購入等に支出しているが、今後においても、このような交際費の性格及び職務関連性を一層厳しく確認の上、適正に運用。

- 職員に対する福利厚生について、共済組合と連携して、民間との均衡を考慮しつつ、引き続き適切な水準となるよう努める。

11. 国の広報印刷物への広告掲載

(これまでの取組)

- 平成17年度において、広報印刷物を広告媒体として活用することにより、広告料収入を確保した
 - ・「ジュニア農林水産白書」
広告料収入実績：105千円
- 平成18年度において、広報印刷物「ジュニア農林水産白書」及び「食と農の扉」について入札を行った。
しかしながら、応札がなかったことから、広告掲載には至らなかつた。

(今後の取組計画)

- 行政の効率化と財政の健全化に資する観点から、平成19年度において、広報印刷物「ジュニア農林水産白書」等を広告媒体として活用することにより、広告料収入の確保に努める。

12. 環境にも配慮したエネルギー・資源使用の効率化

(これまでの取組)

- 省エネルギー、省資源、廃棄物の削減等のため、本省に環境管理体系を導入し、平成18年3月にISO14001を認証取得した。

(今後の取組計画)

- 地球温暖化対策推進本部（平成19年5月29日）において、内閣総理大臣から各大臣に対し、京都議定書の約束期間が終わる2012年までの6年間で、対応可能な国の庁舎は全て、太陽光発電又は建物の緑化等を導入するよう指示があったことから、太陽光発電の導入又は建物の緑化を集中的に進める。

○「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」(平成19年3月30日閣議決定)及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」(平成19年3月30日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ)に基づいて、温室効果ガスの排出抑制のため、農林水産省が、自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を定める。

また、ISO14001に基づく環境管理システムの継続的運用を図るなどにより、省エネルギー・省資源、廃棄物の削減等に努める。

① エネルギー使用量の抑制

- ・太陽光発電の導入又は建物の緑化の推進。
- ・冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度に冷暖房温度の適正管理を徹底するとともに、暑さや寒さをしのぎやすい服装での執務を促進。
- ・OA機器、照明のスイッチの適正管理等により、エネルギー使用量を抑制。
- ・ESCO事業導入の推進。
- ・庁舎の使用電力購入に際し、省CO₂化の要素を考慮した据切方式の一層の活用。
- ・「各省等の実施している温暖化対策取組事例集」(環境省取りまとめ)を活用した取組の実施。

② 資源の節約、廃棄物の削減

- ・両面印刷・両面コピーの徹底等により、用紙類の使用量を削減。
- ・節水コマの取り付け等により節水を推進。
- ・廃棄物の量を減らすため、廃棄物の発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)の3Rを推進。

○ 再生産可能で環境への負荷が小さい木材の利用の推進

- ・庁舎の建築等に当たっては木材の利用を推進するとともに、備品及び消耗品の購入に当たっては木製品の導入を推進。(庁舎の木造化・内装の木質化、木製の事務机・会議机の導入、間伐材製品(フラットファイル、封筒、印刷用紙、飲料用紙製缶(カートカン)等)の利用を推進)

13. その他

(これまでの取組)

- 農林水産省の施策紹介の実施に当たりメールマガジンを活用
- 太陽光発電の導入及び建物の緑化（一部機関で実施）
- 輸入麦の買入関係
 - ① 大型船舶の活用による重量当たりの運賃の節減
 - ② 1回当たりの荷揚量の増大に伴う荷揚回数の削減による経費節減
 - ③ 買付けを後倒しすることによる保管料の節減
- 旅費システムの導入により出張旅費の算定事務を効率化
- 職員の超過勤務時間の縮減
- 業務能率の向上等に著しく貢献した職員等に対する表彰を実施
- 定期購読物の見直し
- 平成16年から行っている電子決裁実証システムの試験運用の結果を踏まえ、文書管理等業務・システムの現状分析等を実施。（平成17年度）
- 庁舎の有効利用を図る観点から、国以外の者へ使用許可していたスペースのうち、467.91m²を平成18年度までに会議室へ転用した。
- 児童手当の職員への支払いに当たり、現金払いから口座振込へ転換。

(今後の取組計画)

これまでの取組を引き続き推進するとともに、以下の取組を実施。

- 農林水産省の行政効率化に当たっては、持続可能な農林水産行政の実現に向けて、効率的な行政運営と活力ある職場環境に取り組むこととする。

その具体的な取組としては、例えば、民間企業と農林水産省との人事交流により、幅広い視野からの政策立案や組織の活性化等を推進していくこととする。

また、庁舎整備や備品等の購入に当たって木材等の再生産可能な資源の利用を通じて環境負荷を低減する取組など、農林水産行政の特性を踏まえ、環境保全にも資するよう推進していくこととする。

- 農林水産行政の推進に必要な業務・定員の確保を前提に、業務の大胆な見直しを行い、定員の合理化を推進。（平成18年度より）

- ① 国の職員による実地調査の原則廃止、調査本数の縮減等による農林統計業務部門の定員の合理化。
- ② 米麦の備蓄運営業務のIT化等による合理化や調査業務の見直し等による食糧管理業務部門の定員の合理化。
- ③ 地域での情報収集・提供業務の重点化による情報関係業務部門の定員の合理化。
- ④ 食品表示監視等の調査方法の効率化等による消費・安全業務部門の定員の合理化。
- ⑤ 国有林野事業特別会計の見直しに伴う一部業務の独立行政法人化について平成22年度末までに検討。
- 資金前渡官吏が支払をしている退職金、旅費等の支払を支出官払にし、支払い回数を増やすこと等により、迅速な事務処理を図る。
(平成18年度より)
- 一斉定時退庁の推進(平成16年度より)